

改正建築基準法 1 年施行分講習会開催のご案内

平成30年に建築基準法の一部が改正され3ヶ月施行分が施行されましたが、平成31年6月には1年施行分が施行されます。それに先立ち、民間確認審査機関の日本ERI株式会社のご協力をいただきそれに関する説明会を開催する運びとなりました。

普段の実務にかかせない内容となりますので皆様のご参加をお待ちしております。

主 催 公益社団法人 千葉県建築士事務所協会

協 賛 日本ERI株式会社

日 時 2019年7月9日 (火)
13:30~16:35 (受付13:10)

会 場 千葉市民会館
〒260-0013 千葉市中央区要町1-1
TEL: 043-224-2431

対 象 者 公益社団法人千葉県建築士事務所協会会員及び所属する建築士

定 員 100名 ※定員になり次第締切とさせていただきます。

受 講 料 無料

講 師 日本ERI株式会社 確認部長 湯本良治、 確認部次長 大沢俊幸

講習内容 建築基準法の一部改正について (一年施行分)

申 込 受講申込書に必要事項を記入し、FAXにてお申し込み下さい。

申 込 先 公益社団法人千葉県建築士事務所協会
〒260-0017 千葉市中央区本町2-1-16 千葉本町第一生命ビル2階
TEL: 043-224-1640 FAX: 043-225-2066

そ の 他 受講票及び受講修了証の発行はいたしませんので、予めご了承ください。
またご来場の際は、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

改正建築基準法 1年施行分講習会 時間割

(受付 13:10~13:30) ※当日時間割に変更がある場合がございます。

時間	内 容	講 師
13:30~13:35 (5分)	主催者挨拶	(公社)千葉県建築士事務所協会
13:35~14:55 (90分)	改正建築基準法の解説-1	日本ERI株式会社
14:55~15:05 (10分)	休 憩	
15:05~16:35 (90分)	改正建築基準法の解説-2	日本ERI株式会社
16:35	講習会終了	(公社)千葉県建築士事務所協会

会場案内

千葉市民会館

〒260-0017 千葉市中央区要町1-1

TEL: 043-224-2431



改正建築基準法 1 年施行分講習会受講申込書

申込先：公益社団法人千葉県建築士事務所協会

F A X : 0 4 3 - 2 2 5 - 2 0 6 6

申込日 年 月 日

	整理番号	
ふりがな		
氏 名		
勤務先名		
勤務先住所	〒	
T E L		
F A X		

※受講者が複数いる場合は、受講申込書をコピーしお申込下さい。

※受講票及び受講修了証の発行はいたしませんので、予めご了承ください。

※この申込書に記載された個人情報は、講習会実施以外の目的には使用いたしません。

※整理番号は、記入しないで下さい。